平成２２年（フ）第１３０号
鳥取県鳥取市湖山町東５丁目361番地１　サーパス湖山東905号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町南２丁目488番地
債務者　川田　佳子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７９号
広島県三原市沼田東町七宝267番地１
債務者　柴田　仲江
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１８３号
山口県下関市長府八幡町６番Ｒ１―206号　市営長府前八幡住宅
債務者　上田　浩司
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第１９５号
山口県下関市山の田北町３番Ｏ―315号　県営住宅
債務者　藤永　昌子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第４７号
愛媛県今治市喜田村５丁目６番32号、旧住所愛媛県今治市大西町九王甲422番地６
債務者　阿部　直喜
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第４８号
愛媛県今治市喜田村５丁目６番32号、旧住所愛媛県今治市大西町九王甲422番地６
債務者　阿部　恵美
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第４９号
愛媛県今治市喜田村５丁目６番32号、旧住所愛媛県今治市大西町九王甲422番地６
債務者　阿部　真弥
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第１８４号
福島市蓬莱町４丁目４番24―６号
債務者　鈴木　清子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第８０号
群馬県桐生市相生町３丁目470番地　県営96号
債務者　川﨑　榮一
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第８１号
群馬県桐生市相生町３丁目470番地　県営96号
債務者　川﨑　和子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１６０号
長野県安曇野市穂高有明8091番地４
債務者　太田　恒彦
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第５５号
長野県茅野市宮川5457番地　小坂団地Ｃ棟533号、前住所長野県茅野市宮川8680番地市住298号
債務者　宮下美奈子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第６５号
長野県諏訪郡富士見町富士見3700番地25、前住所山梨県笛吹市石和町小石和473番地６　エスポワールＢ―Ｄ号
債務者　坂本なぎさ
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第７５号
長野県諏訪市大字中洲4496番地サンビレッジ横町Ｂ103号、前住所長野県諏訪市大字中洲3484番地１ブランシェアローパル105号
債務者　土屋　佳奈（旧姓半崎）
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第７８号
長野県諏訪市豊田227番地５
債務者　大輪　幸子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１５２４号
愛知県尾張旭市桜ケ丘町２丁目10番地　サンハウス小幡緑地東５Ｇ号
債務者　石丸　壽孝
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部